

4.福祉

(1) 高齢者福祉

高齢者支援課 ([TEL:0823-25-3139](tel:0823-25-3139))

〈高齢者福祉サービス〉

■ 敬老いきいきパスの交付

満 70 歳以上の高齢者に対して、呉市内の路線バスや生活バスが 1 乗車につき 100 円で乗車できる敬老いきいきパスを交付します。

ただし、クアライン線や広島空港線など、利用できない路線がありますのでご注意ください。

また、J Rバス、さんようバスではご利用できませんのでご注意ください。

- その他に緊急通報装置や日常生活用具の購入補助などがあります。

詳しくは

高齢者支援課 ☎ : 0823-25-3139 まで

〈相談窓口〉

■ 高齢者相談・高齢者虐待相談

高齢者支援課 ☎ : 0823-25-3138

■ 認知症相談

高齢者支援課 ☎ : 0823-25-5694

■ 成年後見制度等相談

認知症や障害などにより判断能力や意思能力が不十分な人への支援 社会福祉協議会

☎ : 0823-25-0266

- 国際交流センター ☎ : 0823-25-5604

(2) 障害者福祉

障害福祉課 ([TEL:0823-25-3135](tel:0823-25-3135))

国際交流センター ([TEL:0823-25-5604](tel:0823-25-5604))

〈障害者手帳の交付〉

身体に障害のある人は、本人が申請することで「身体障害者手帳」の交付を受けることができます。また、知的障害のある人には「療育手帳」が、精神障害のある人には「精神障害者保健福祉手帳」が交付されます。

手帳の交付を受けると、税金の免除や公共交通機関の運賃の割引などの制度を利用できます。

4.福利

(1) 高齢人士福利

高齢人士支援課 ([TEL:0823-25-3139](tel:0823-25-3139))

〈高齢人士福利サービス〉

■ 发给敬老生机勃勃巴士卡

针对年满 70 岁以上的高龄人士，发给吴市市内的巴士或生活巴士的敬老生机勃勃巴士卡，乘车每次 100 日元。

但是，需要请注意的，クアライン线或広島机场线等巴士线路，不可以使用该卡。

另外，请注意，J R巴士，山阳巴士不可以使用该卡。

- 其他，还可购入紧急通报装置或日常生活用具。

详细情况

请咨询 高龄人士支援课 ☎ : 0823-25-3139

〈咨询窓口〉

■ 高龄人士咨询・高龄人士虐待咨询

高龄人士支援课 ☎ : 0823-25-3138

■ 老年痴呆症咨询

高龄人士支援课 ☎ : 0823-25-5694

■ 成年后见制度咨询

提供给，因老年痴呆症或残障引起的判断能力或意识表现能力不全的人的支援 社会福利协议会

☎ : 0823-25-0266

- 国际交流中心 ☎ : 0823-25-5604

(2) 残障人士福利

残障福利课 ([TEL:0823-25-3135](tel:0823-25-3135))

国际交流中心 ([TEL:0823-25-5604](tel:0823-25-5604))

〈发给残障人士手册〉

身体有残障的人，经本人申请，可以发给「身体残障人士手册」。另外，有智力障碍的人士发给「疗育手册」，有精神残障的人发给「精神残障人士保健福利手册」。

收到发给的手册，可以利用税金的免除或公共交通费用等的减免制度。

〈障害者への支援サービス〉

障害のある人の日常生活や社会生活を支援するために各種サービスを利用することができます。サービスの種類は、介護や訓練の支援、日常生活用具の購入補助などがあります。

(3) 生活支援

生活支援課 ([TEL:0823-25-3159](tel:0823-25-3159))

〈生活保護〉

病気や事故、その他の理由で収入が減り、自分たちが精いっぱい努力（下の①～④）をしても生活ができないときに、最低限の生活を保障し、一日も早く自分たちで生活できるように手助けする制度です。

外国人については、「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」などの活動に制限のない人が、生活保護を受けることができます。申請は本人以外に、同居の家族・親子・兄弟姉妹などがあります。

①能力の活用

働くことができる人は、その能力に応じて働いてください。

②資産の活用

預金・貯金、生活に利用されていない土地・家屋などがある場合は、売却するなどして生活費に充ててください。

③他の給付など

年金や手当など他の制度で給付を受けることができる場合は、まずはそれらを活用してください。

④扶養義務者による扶養

親子、兄弟姉妹などから援助を受けることができる場合は、援助を受けてください。

〈生活困窮者の自立支援〉

生活支援課「福祉の窓口」 ([TEL:0823-25-3571](tel:0823-25-3571))

働きたくても働けない、住むところがないなど、生活全般にわたる困りごとの相談を受け、自立に向けた支援を行います。本人だけでなく、家族や知人等からの相談も受けています。

〈生活福祉資金貸付制度〉

呉市社会福祉協議会（呉市福祉会館）
([TEL:0823-69-3323](tel:0823-69-3323))

低所得世帯、高齢者世帯、障害者世帯に対して、そ

〈给与残障人士的支援服务〉

可以利用，给残障人士的日常生活或社会生活，提供支援为目的的各种服务。服务的种类有，看护或训练的支援，日常生活用具的购入补助等。

(3) 最低生活保障

生活支援課 ([TEL:0823-25-3159](tel:0823-25-3159))

〈生活最低保障〉

因疾病或事故，以及其他理由，造成收入减少，自己竭尽全力，并作出（以下①～④）的努力，还是无法生活，可提供最低生活保障，是保障自己能早日正常生活的制度。

关于外国人，「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」等没有活动限制的人，可以接受最低生活保障。除本人可以提出申请以外，同居的家人・父母子女・兄弟姐妹等也可提出申请。

①盘活现有能力

能工作的人，请根据自己能力从事工作。

②盘活资产

有储蓄・存款，生活中不用的土地・房屋等的情况，请进行变卖等，以充实生活费用。

③其他的补助等

接受了养老金或津贴等其他制度给予的补贴时，请首先使用这些补贴。

④由有抚养义务的人抚养。

可以从父母子女，兄弟姐妹得到援助的，请接受援助。

〈生活贫困者的自立支援〉

生活支援課福利窓口 ([TEL:0823-25-3571](tel:0823-25-3571))

接受想工作而无法工作，没有住所等，生活中全面贫困的咨询，进行以自立为目的的支援。除接受本人的咨询外，也接受家人或认识人的咨询。

〈生活福利资金借贷制度〉

吴市社会福祉协议会（吴市福利会馆）
([TEL:0823-69-3323](tel:0823-69-3323))

对于低收入家庭，高龄人士家庭，残障人士家

の経済的自立のため一時的に必要な貸付の相談に応じます。貸付には条件があります。

〈民生委員・児童委員〉

福祉保健課 (TEL:0823-25-3265)

民生委員は、生活に困っている人や高齢者、障害のある人など、支援を必要とする人が呉市で安心して暮らせるよう、市役所等と連携しながら、相談・支援を行っています。

また、民生委員は児童委員も兼ねており、児童・妊産婦・母子家庭等の相談・支援も行っています。

お住まいの地区の担当民生委員がわからない場合は、福祉保健課 ☎ : 0823-25-3265
国際交流センター ☎ : 0823-25-5604 まで

庭，为了让此类家庭能够经济独立，提供暂时必要的贷款咨询。借贷有一定的条件。

〈民生委员・儿童委员〉

福利保健课 (TEL:0823-25-3265)

为生活困难的人或高龄人士，残障人士等，需要支援的人，能在吴市安心生活，民生委员和市政府联合进行咨询・支援。

另外，民生委员同时兼任儿童委员，为儿童・孕妇・单亲家庭提供咨询・支援。

如果不知道，负责自己居住地区的民生委员时，请拨打，福利保健课 ☎ : 0823-25-3265
国际交流中心 ☎ : 0823-25-5604